

答 申

第1 当部会の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成28年11月17日付けで、重度訪問介護659.5時間/月を希望する旨及び希望どおりの時間が支給決定されなかった場合は、その理由を文書で示すよう求めた申請書を処分庁に提出した。
- 2 処分庁は平成29年3月15日付けで、重度訪問介護 延べ561時間/月等とする支給決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、平成29年6月2日付けで、兵庫県知事に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

第3 関係法令等の定め

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第20条第1項は、介護給費の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない旨が定められており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「規則」という。）第7条では、障害者等の氏名、居住地等申請にあつて記載すべき必要事項が定められている。
- 2 法第21条第1項は、市町村は、支給申請があつたときは、市町村審査会が行う当該申請にかかる障害者の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、法第22条第1項は、市町村は、支給申請に係る障害者の障害支援区分、介護を行う者の状況、当該障害者の置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行うものとする旨規定し、同条第7項は、市町村は、支給決定を行う場合は、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として支給量を定めなければならない旨規定している。法は、市町村が支給要否決定及び障害福祉サービスの種類や支給量を決定することについて、勘案事項として勘案すべきことを規定しているが、具体的な基準を規定しておらず、勘案事項は、抽象的な事項も含まれている。

また厚生労働省は、支給決定事務については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を定めており、その中で、「支給決定基準」について、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に

対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。」、支給決定基準の定め方について、「支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。」としている。

- 3 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号では、申請とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものと定められている。また、同法第8条第1項では、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない旨が定められており、同条第2項には、第1項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならないとされている。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

処分庁が請求人に対し平成29年3月15日付けで行った本件処分を取り消すとの裁判を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件処分にかかる更新の調査を受けるにあたり、体調の変化や、調査当時の生活の状況についても処分庁に説明を行い、介助の必要性を訴えたが一切斟酌されず、申請の際に希望した書面による理由附記もなされないまま、一方的に一部拒否処分をされた。
- (2) 行政手続法によれば、申請により求められた許認可申請等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならないものとされている。
- (3) 理由の記載を欠く場合には、実体法上その処分の適法性が肯定されるか否かに関わらず、当該処分自体が違法となり、取消事由となる。仮に取り消した後に、再度、適正手続きを経た上で、同様の処分がなされると見込まれる場合であっても同様である。
- (4) このような判定法理は、昭和30年代以降の幾多の判例の積み重ねによって形成され、学説の多数にも支持されている。また、他都道府県の審査請求においても取消の裁判が出ている事例も多数ある。
- (5) 本件処分に対する処分庁の説明では、恣意的な判断基準に基づいて時間数の算定を行ったとの受け取り方しかできず、到底納得できる説明ではない。
- (6) 本件処分に係る勘案の内容としては、以前の支給決定時の状況から心身の状態に変化がないことのみ理由としてあがっており、勘案調査は心身の状態が変化していないことを確認するものであって、何ら支給決定の判断材料として機能していない。

- (7) 四肢の麻痺により日常生活上の動作が困難な重度の障害を持つ当事者にとって、法の根幹となる目的の達成を阻害する処分であり、本件処分の決定理由について、法の理念に沿った具体的な説明がなされない限り、慎重かつ丁寧な説明がなされたとは言い難い。
- (8) 支給決定については、支給の要否のみではなく、規定されている勘案すべき事項を含めて総合的になされるべきものであり、支給の要否のみを取り出し、それを拒否する処分を行う場合にのみ理由附記が必要とするのは、支給決定のあり方自体を誤って認識しており、処分庁の主張は正当性を欠いている。
- (9) 審査請求などの不服申立てが可能となる行政処分である限りは、その争訟の対象となるべき部分について理由附記が必要とされなければならない。申請書に求める支給量が記載されていたにも関わらず、それに満たない支給決定に対しては、審査請求ができることとされており、求める支給量の一部のみを認める支給決定をする場合には、その処分理由を附記しなければならない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員の意見書の理由

(1) 理由附記について

ア 請求人は、処分庁がなした本件処分も一部拒否処分であり、拒否に関する理由を決定に附記することが必要であるところ、本件処分決定時に一部拒否処分の理由が附記されていないので、違法と主張している。

イ 確かに、行政手続法第8条第1項により、行政庁は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」をする場合には、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとされている。しかしながら、申請の際の支給量を含む障害福祉サービスの利用に関する請求人の意向は、処分庁が介護給付費等の支給の要否を決定する際の勘案事項の一つであって、申請の具体的な内容ではなく、請求人が希望する支給量とは異なる支給量を決定したことをもって、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」となるものではない。これは、規則においても、支給申請の記載事項に希望支給量までは含まれていないことから、希望支給量は、勘案事項の一つであると解される。

また、処分庁が、希望支給量は勘案事項の一つであり申請の具体的な内容ではないと解釈することと、処分をするにあたっては支給量を定める必要があることから、処分庁が、決定された支給量に不服があるとして審査請求された場合にその不服申立を受け付けることは、論理的に矛盾するものではない。よって、本件処分に理由附記がなされなかったことをもって違法とすることはできない。

(2) 本件処分について

本件処分は、平成26年9月24日に開催した非定型審査会において、重度訪問介

護 581.5 時間/月で是認された処分の更新である。本件処分に当たり、処分庁は、審査請求人の心身の状況や生活介護の利用状況等を勘案して決定していることが認められ、勘案事項等を検討した結果、支給量を増やすべき事由は確認できなかったこと、また、生活介護の利用日数が増加したため、重度訪問介護と重複する時間帯について制度間調整を行ったとする処分庁の主張に不合理な点はなく、違法・不当な行政処分とは認められない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の趣旨

本件審査請求は棄却すべきである。

2 審査庁の判断の理由

関係法令等に則り適切に支給決定が行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法に基づき適正に行われている。

第7 当部会の判断

1 審理手続について

審査庁における審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分にかかる処分庁の判断等について

(1) 理由附記について

ア 請求人は、本件処分は一部拒否処分にあたるものであることから、決定にあたって拒否に関する理由を附記することが必要であるにもかかわらず、本件処分決定時に一部拒否処分の理由が附記されていないことをもって違法と主張している。

イ 行政手続法第8条第1項によれば、行政庁は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」をする場合には、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとされている。

ウ しかし、法第22条第1項では、市町村は障害者等の障害支援区分等を勘案して「支給の要否の決定を行うもの」とされており、また、規則第12条第1項第7号において、障害者等の障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容が勘案事項の一つとして規定されていることから、請求人が希望する支給量とは異なる支給量を決定したことをもって、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」となるものではない。これは、規則においても、支給申請の記載事項に希望支給量までは含まれていないことから、希望支給量は、勘案事項の一つであると解される。

エ なお、処分庁が、希望支給量は勘案事項の一つであり申請の具体的な内容ではないと解釈することと、処分をするにあたっては支給量を定める必要があることから、処分庁が、決定された支給量に不服があるとして審査請求された場合にその不服申立を受け付けることは、論理的に矛盾するものではない。

オ 以上のことから、本件処分に理由附記がなされなかったことをもって違法とすることはできない。

(2) 本件処分について

本件処分は、平成 26 年 9 月 24 日に開催された非定型審査会において、重度訪問介護 581.5 時間／月で是認された処分の更新である。本件処分に当たり、処分庁は、審査請求人への訪問による調査等により心身の状況を把握するほか生活介護の利用状況等を勘案して支給決定をしていることが認められることから、勘案事項等を検討した結果、支給量を増やすべき事由は確認できなかったこと、また、生活介護の利用日数が増加したため、重度訪問介護と重複する時間帯について制度間調整を行ったとする処分庁の主張に不合理な点はなく、違法・不当な行政処分とは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当部会は、前記第 1 のとおり判断する。